

# ハローワークもりおか

懇 切

公 正

迅 速

平成21年11月 No.434

あの人はパート  
だから

その人はバイト  
だから

この人は臨時で  
だから

## は、関係ありません!!

11月1日～11月30日は、労働保険適用促進月間です

労働保険は労働者災害補償保険（一般に「労災保険」といいます。）と雇用保険との総称で、保険給付は両保険制度で別個に行われていますが、保険料の徴収等については、両保険は労働保険として一体の取り扱いをしています。

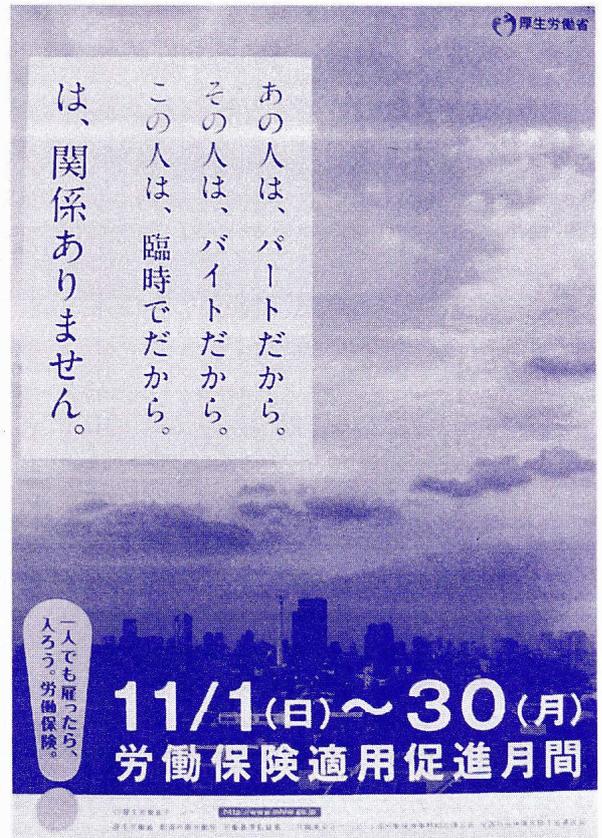
労働保険は政府が管理、運営している強制的な保険ですので、農林水産の事業の一部を除き労働者を一人でも雇ってれば、その事業主は加入手続きを行い、労働保険料を納付しなければならないことになっています。

また、事業主が故意または重大な過失により労災保険の保険関係成立届を提出していない期間中に労働災害が生じ、労災給付を行った場合には、遡及して労働保険料を徴収するほかに労災給付に要した費用の一部も徴収することになります。

さらに現下の厳しい経済状況の影響等もあり、最近では適用事業所数が前年度を下回る状況が続いており、いまなお小規模零細企業を中心に未手続事業所が存在しております。

このような状況から厚生労働省では、未手続事業所を解消し、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担、労働者の福祉の向上等を図る観点から、より一層の加入促進に取り組むこととしています。

事業主の皆様には、労働保険の適用促進にご協力くださるようお願いいたします。



※ お問い合わせ・ご相談は

ハローワーク盛岡雇用保険適用課へ

(TEL 019-624-8906)

- | ○ 11月1日～11月30日は、労働保険適用促進月間です ..... 1
- も ○ いわて就職面接会IV開催のお知らせ ..... 2
- く ○ もりおか高校生就職面談会開催される ..... 2
- じ ○ 「緊急人材育成・就職支援基金」による実習型雇用支援事業実施のご案内... 3
- 最近の求人・求職の動き ..... 3
- | ○ 11月は「建設雇用改善推進月間」です ..... 4

## 「いわて就職面接会Ⅳ」開催のお知らせ

平成22年3月に就職時期を迎え、県内への就職を希望する学生、既卒者および一般求職者を対象として、県内企業との面談の場を提供することにより、有能な人材の確保・育成、若者の県内への定住・定着を促進することを目的として「いわて就職面接会Ⅳ」が開催されます。



- 主催 岩手県／財団法人ふるさといわて定住財団
- 参加対象 平成22年3月卒業予定の大学院、大学、短大、高専、専門・専修学生、既卒者及び一般求職者
- 開催日時 平成22年11月19日（木）13：00～17：00（受付12：00～16：30）
- 会場 いわて産業文化センター アピオ（滝沢村）
- 参加企業 岩手県内に本支店・営業所等の所在地を有する事業所
- 内容
  - 参加企業との個別面談（履歴書不要）
  - 職業相談（ハローワーク盛岡・ヤングハローワーク）
  - 就職情報・生活関連情報等の提供（参加市町村）
  - 福祉関係の就職相談（社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会 福祉人材センター）
  - 適職診断（独立行政法人 雇用・能力開発機構岩手センター）
  - 就職相談（ジョブカフェいわて）
  - 看護職の就職相談（社団法人 岩手県看護協会（岩手県ナースセンター））
- 問合せ先 財団法人 ふるさといわて定住財団  
〒020-8570 盛岡市内丸10-1 岩手県庁2F  
電話 019-653-8976

### ～未来の宝 高校生を地元に残そう～

## 「もりおか高校生就職面談会」開催される！

当所管内の求人事業所と、来春高等学校卒業予定者の就職面談会が、去る11月5日（木曜日）盛岡市勤労福祉会館において開催されました。

開会にあたり、司会のハローワーク盛岡の鈴木統括官から、「昨年来の厳しい雇用情勢を受け、新卒者対象求人が9月末で352人となっており、前年度と比較して4.8%も減少している。このような状況からハローワーク盛岡として初めて開催します」と開催までの経緯について述べていました。

つづいて、主催者代表のあいさつの中で、盛岡市の池田副市長は、「意欲と希望をもって地元への就職を希望している若い人たちが、一人でも多く就職できるようがんばっていただきたい」と生徒たちを激励していました。

忙しい中で参加いただいた企業は17社と若干少なめではありましたが、生徒たちは積極的に各ブースをまわり、真剣な眼差しで事業所の説明を受けるなど、面談会終了時間まで会場は生徒の熱気で溢れていました。

地元就職希望者が一人でも多く地元に残れるよう今後も事業主のみなさまのご理解とご協力をお願いします。



## 人材を育成し、雇い入れる事業主を支援します

### ～「緊急人材育成・就職支援基金」による 実習型雇用支援事業の実施のご案内～

「緊急人材育成・就職支援基金」により、新規成長・雇用吸収分野等において、非正規労働者など十分な技能・経験を有しない求職者を実習型雇用により受け入れる事業主の方に対して、支援を実施します。

#### 実習型雇用とは・・・

原則として6か月間の有期雇用として求職者を受け入れ、実習や座学などを通じて企業のニーズにあった人材に育成し、その後の正規雇用へとつなげていくものです。  
実習型雇用やその後の正規雇用による雇入れ等に対しては、助成金が支給されます。

#### 事業の対象となる事業主

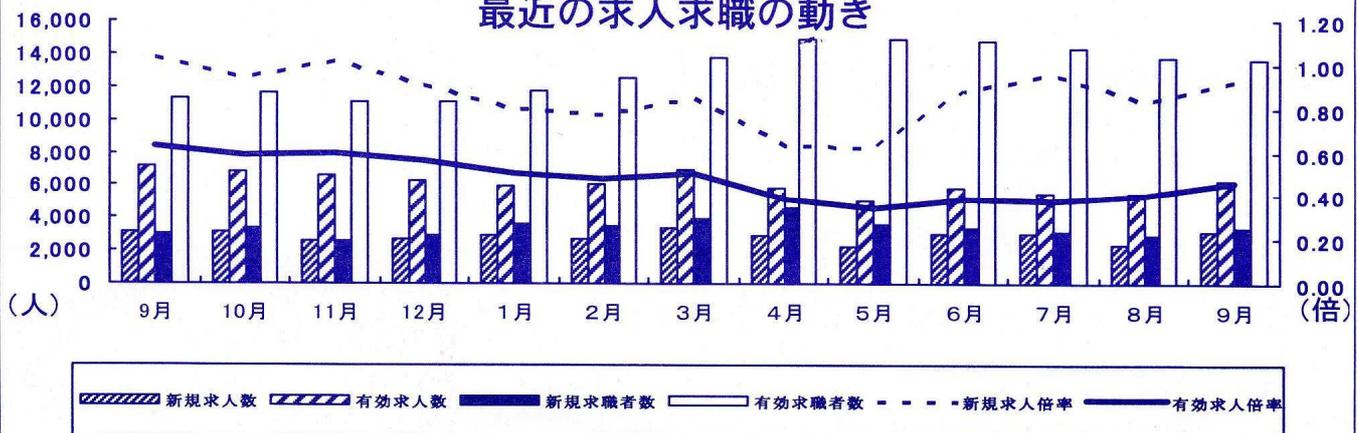
以下のいずれにも該当する事業主の方が対象となります。

- ハローワークにおいて実習型雇用として受け入れるための求人登録をしている事業主
- 受け入れる求職者を実習型雇用終了後に正規雇用として雇い入れることを前提としている事業主等
- ※ 企業規模や業種などの要件はありません。  
なお、事業主の方に受け入れていただく求職者は、以下のいずれにも該当する者となります。
- ハローワークに求職登録をした求職者で、希望する求人の分野において十分な技能・経験を有しない求職者であると認められる者
- ハローワークにおいて再就職に向け実習型雇用を経ることが適当であると認められる者
- 過去一定期間、当該事業主に雇われていたことがない者
- すでに職業紹介以前から当該事業主との間で雇用予約がなされていない者等

#### 事業主の方への助成金の支給内容

- A 実習型雇用助成金
  - 実習型雇用により求職者を受け入れた場合 → 月額10万円
- B 正規雇用奨励金
  - 実習型雇用終了後に正規雇用として雇い入れた場合 → 100万円
  - ※ 正規雇用奨励金は、正規雇用後6か月の定着と、さらにその後6か月の定着を要件とし、それぞれ50万円ずつ2回の時期に分けて支給されます。
- C 教育訓練助成金
  - 正規雇用後にさらに定着のために必要な教育訓練を行う場合 → 上限50万円
  - ※ 教育訓練についてはOJTとOFF-JTを組み合わせる実施することとなります。
  - OJT = 1人1時間あたり600円（1日の上限は3,000円）
  - OFF-JT = 1人1日4,000円

### 最近の求人求職の動き



# 「変えていこう 未来のために」

## 11月は建設雇用改善推進月間です

わが国の建設業は、全労働者の約1割の人たちが働く基幹産業です。ところが、最近の建設業における雇用管理等の実態をみると、長時間労働や低賃金等、雇用改善はあまり進展せず、雇用関係の不明確性や不安定な雇用形態の存在、労働福祉の立ち遅れ、死亡災害等の重大災害を含む労働災害の多発といった従来からの雇用管理の課題に加え、建設業においては他産業に比べて中高年齢層の占める割合が高く、若年労働者の減少と相まって将来的には労働力が大幅に不足することが懸念されるなど依然として解決すべき課題は多いのが現状です。

また、今日、建設業は厳しい経営環境に直面していますが、この困難な時期を乗り越え、引き続き発展の道筋をつけていくことが雇用の安定のためには極めて重要です。

そのためには、建設業に働く労働者一人一人が希望にあふれ、安心して働くことができるよう、労働条件や福祉の向上等雇用改善に着実に取り組むことが一層求められています。

厚生労働省、国土交通省、独立行政法人雇用・能力開発機構では、建設業における雇用改善について理解と感心をより一層高めていくため、毎年11月を「建設雇用改善推進月間」として広範な啓発活動を展開しています。



### 建設雇用改善助成金

建設事業主及び建設事業主団体等が行う雇用管理の改善や建設労働者の技能の向上等を図るための措置について、賃金、経費の一部を助成する制度です。

- ・建設教育訓練助成金
- ・建設事業主雇用改善推進助成金
- ・建設事業主団体雇用改善推進助成金

\*詳しくは、独立行政法人 雇用・能力開発機構 岩手センターにご相談ください。

## ハローワークプラザ盛岡

ヤングハローワーク (1F)

TEL 019-653-8609 FAX 019-653-8608

ハローワークプラザ (2F)

TEL 019-623-4800 FAX 019-622-1638

マザーズサロン盛岡 (2F)

TEL 019-907-0203 FAX 019-622-1638

〒020-0024 盛岡市菜園1丁目12-18 盛岡菜園センタービル

## 発行 盛岡公共職業安定所

〒020-0885 盛岡市紺屋町7番26

TEL 019-624-8905 FAX 019-652-7199

沼宮内出張所 岩手郡岩手町大字沼宮内7-11-3

〒028-4301 TEL 0195-62-2139 FAX 0195-62-1312